

研究専門委員会による第一種研究会に係る外部資金の受入に関するガイドライン

研究会連絡会暫定制定 2019年2月22日

改訂 2023年2月17日

はじめに

電子情報通信学会研究会は、研究者が集う場・機会を提供する役割を担い、その具現化のため第一種、第二種及び第三種の研究会形態を有する。このうち第一種研究会は、研究会規程の定めるところにより、学会の基幹分野の発展・普及を図るべく、各ソサイエティ/グループの運営規程に従い、研究専門委員会及び特別研究専門委員会（以下これらを研究専門委員会という）がその運営を行うことができるが、公平、自由かつ幅広い研究者に受け入れられる研究会運営を行うことが重要であり、その観点から、外部から不当な干渉もしくは不適切な影響を受ける可能性を排除することが必要である。よってここに外部資金の受入に関するガイドラインを示すものである。

第1項（研究専門委員会による外部資金の受入）

1. 研究専門委員会は、下記各項に従い、外部団体・機関からの資金提供を受けることができる。
2. 本ガイドラインで対象とする外部資金は、年度単位で受け入れるものを指す。特定の研究会における情報提供の機会などに係る経費として、都度徴収する費用は対象としない。

第2項（第一種研究会に係る外部資金）

1. 外部資金の受入にあたっては適否の審査を行うこと。健全な研究会活動を阻害するおそれのある個人・団体・機関からの資金提供は、受けてはならない。
2. 企業等の営利団体・機関からの資金提供については、以下のすべての条件を満たす場合に限り、ソサイエティ/グループの責任の下、受けることができる。
 - (ア) 当該団体・機関の提供する製品・サービス、又は研究開発活動が、研究会参加者の研究活動にとって有益と認められ、その製品・サービス、又は研究開発活動についての情報提供（展示・広告・就職関連等）の機会を与える対価として当該資金を受け取ること。
 - (イ) 当該資金の使途が、当該ソサイエティ/グループにおける最低限必要な研究会運営経費項目に限定され、研究者が集う場・機会の提供及び基幹研究分野の発展・普及の目的を逸脱しないこと。
 - (ウ) 各ソサイエティ/グループにおいて別途定められた手順によって、ソサイエティ/グループにより承認されていること。但し、少なくとも年度毎に承認を受けることが必要である。
 - (エ) 研究会会場や各種告知における当該団体・機関に関する表示は、研究会の理念に照らし過剰なものとならないよう、節度と品位を保つこと。
3. 財団等の非営利団体・機関からの資金提供は、以下のすべての条件を満たす場合に限り、ソサイエティ/グループの責任の下、受けることができる。
 - (ア) 当該団体・機関の資金提供の目的が、電子情報通信学会の掲げる研究者が集う場・機会の提供という目的に合致していること。
 - (イ) ソサイエティ/グループにおいて別途定められた手順によって、ソサイエティ/グループに

より承認されていること。但し、少なくとも年度毎に承認を受けることが必要である。

第3項 (報告義務)

1. 研究専門委員会は、前各項によって受けた外部資金については、金額及び用途について、年に一度、各ソサイエティ/グループにおいて別途定められた手順によって、ソサイエティ/グループに対して報告するものとする。

附則1:本ガイドラインにおける外部資金とは、金銭だけでなく、物品、サービスの提供も含むものとする。